

碧南市運動機能向上事業（一般介護予防事業）業務プロポーザル方式実施要項

1 業務名

碧南市運動機能向上事業（一般介護予防事業）業務

2 業務内容

別紙1「碧南市運動機能向上事業（一般介護予防事業）業務仕様書」参照

3 目的

碧南市運動機能向上事業（一般介護予防事業）業務は、トレーニングマシン等を利用した運動により、運動機能の維持向上を促すことで、生活機能全般を向上させ、要介護状態になるのを防ぐことを目的としている。

現在の契約満了に伴い、最適な事業者を選定するため、以下のとおり公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という）の実施について必要な事項を定める。

4 業者選定

公募型プロポーザル方式による選考とし、提案書等及びプレゼンテーションの内容により、碧南市運動機能向上事業（一般介護予防事業）業務評価委員会（以下「評価委員会」という）において業者を選定する。

5 参加資格

参加資格者は法人その他の団体とし、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 平成28年度以降に、自治体又は民間においてマシントレーニング指導等の事業実績があり、かつ自治体において介護予防事業運営（令和7年7月17日老発第0609001号厚生労働省通知の「地域支援事業の実施について」別記1総合事業 3一般介護予防事業（2）各論 イ 介護予防普及啓発事業 ②又は③に該当する事業）の実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 碧南市契約規則第5条第1項及び第21条の規定による競争入札参加資格を有している者で、当該業務に対応する希望営業種目の登録をしていること。
- (4) 参加申出書の提出期限から受託者の決定の日までの期間において、碧南市競争入札参加停止等措置要領（平成20年4月1日）第4条の規定による競争入札参加停止等措置を受けていないこと。

(5) 参加申出書の提出期限から受託者の決定の日までの期間において、「碧南市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月27日付け碧南市長等・愛知県碧南警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

6 委託契約期間

令和9年1月4日から令和11年12月29日まで

7 参加申出書の提出

(1) 提出期間

本業務の受託を希望する者は、令和8年8月5日（水）から令和8年8月21日（金）までの日（日曜日及び土曜日ならびに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時までにプロポーザル方式等参加申出書（様式第1号）と別紙様式1に必要事項を記載の上、持参により提出すること。

(2) 提出方法

「18 対応窓口」へ持参すること。

8 プロポーザル方式等参加資格（以下「有参加資格」という）確認結果通知書（様式第2号）

参加資格の結果については、次のとおり通知する。

(1) 通知予定日 令和8年8月27日（木）までに発送

(2) 通知方法 郵送にて参加者へ通知する。

9 実施場所の見学

(1) 実施日時

令和8年8月5日（水）から令和8年8月21日（金）までの日（日曜日及び土曜日ならびに国民の祝日に関する法律に規定する休日、施設休館・休園日の月曜日を除く。）

ア 東部市民プラザ及び農業活性化センターあおいパークは、午後4時から5時

イ 勤労青少年水上スポーツセンターは、午後6時45分から7時15分

(2) 受付方法

見学を希望する者は、令和8年8月5日（水）から令和8年8月12日（水）までの日（日曜日及び土曜日ならびに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時までに、「18 対応窓口」に対して、電話にて申込みを行うこと。

(3) その他

見学時の質問については、受け付けしない。

10 質問の受付

(1) 質問方法及び質問先

「18 対応窓口」に対して、別紙様式2を電子メールにて送付し、メール着信の電話確認を行うこと。なお、電話等による質問には回答しないものとする。

(2) 質問受付期限

プロポーザル方式等参加資格確認結果通知書受領後から令和8年9月4日（金）午後4時まで（必着）

(3) 質問回答方法

質問内容を取りまとめ、令和8年9月11日（金）までに、全ての有参加資格者に対して、電子メールにより回答する。

(4) その他

受付期間経過後の質問、参加資格を有しない者からの質問及び指定した提出方法以外での質問は受け付けしない。

11 提案参加辞退

提案参加を辞退する場合は、令和8年10月2日（金）午後4時までに、辞退届（任意様式）を提出すること。

12 提案書

(1) 提出期間

令和8年9月14日（月）から令和8年10月2日（金）（日曜日及び土曜日ならびに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(2) 提出部数

ア 提案書（様式第5号）紙媒体6部及び電子データ1式

イ 見積書 6部（原本1部と写し5部）

(3) 提出方法

「18 対応窓口」に直接持参すること。また、電子データについては、記録メディア又は電子メールにより「18 対応窓口」へ提出すること。

(4) 提案書の形態

A 4 サイズより大きいサイズの用紙を用いる場合は、Z 折りする等の方法により全て A 4 サイズに収めた上で、以下の書類を提出すること。

ア 提案書（様式第 5 号）

提案書には、以下の事項を必ず記載すること。なお、提案書の作成に要する費用は参加者が負担するものとし、提出後の内容変更は認めない。

(7) 会社概要

経営理念・業務内容・資本金・従業員数・営業年数などについて（会社パンフレット等で記載内容を満たしている場合、それを添付してもよい。）、一番近い事業所の所在地・職員体制

(イ) 介護予防事業等の実績

平成 28 年度以降のマシントレーニング指導等の事業実績（自治体又は民間）、介護予防事業運営の事業実績（自治体）

(ロ) 介護予防に関する考え方について

運動機能向上による介護予防に加え、介護予防全体についての基本的な考え方

(エ) 運動機能向上事業（評価を含む）の提案

- a 対象者の身体機能等のアセスメントに応じたマシンを使用した運動指導についての具体的な提案
- b フリースペースを使用した運動指導についての具体的な提案
- c 運動機能向上事業の評価方法についての具体的な提案

(オ) 利用者の利用が継続するための取り組み、新規利用者の増加のための取り組みについての具体的な提案

(カ) 業務従事体制

- a 業務に係る担当者数、担当者の資格、担当者の実績及び経歴
- b 各実施場所の従事職員数、従事職員の資格及びマシントレーニング指導経験年数
- c 職員の安定確保（人数・資質）、責任者及び指揮命令系統、職員教育・研修体制、健康診断の実施

(き) 安全管理

安全に運動を実施するための対策及び緊急時の対応、事故防止の対策、事故・トラブル等発生時の対応、災害時の対応

(ク) 自由提案（自由様式）

イ 参考見積書（任意様式）

見積対象の範囲及び条件は、次のとおりとする。なお、受託予定者として選定された場合は、再度見積りを依頼することがある。

(ア) 見積対象の範囲

別紙２「碧南市運動機能向上事業（一般介護予防事業）業務見積条件」のとおりとする。

(イ) 条件

a 市の予算（税込み）

令和８年度（３か月分）	7, 0 0 3, 7 0 0 円
令和９年度（１２か月分）	3 0, 8 6 7, 1 0 0 円
令和１０年度（１２か月分）	3 2, 3 8 6, 2 0 0 円
令和１１年度（９か月分）	<u>2 5, 6 3 3, 3 0 0 円</u>
計	9 5, 8 9 0, 3 0 0 円

受託者は、各年度の予算の範囲内で業務を実施するものとする。

b 契約

本業務の契約期間は、令和９年１月４日から令和１１年１２月２９日までの３年間とする。

13 プレゼンテーション

(1) 日時及び場所

令和８年１０月１９日（月）に碧南市役所２階談話室３にて実施。なお、開始時間等の詳細については後日連絡する。

(2) 方法

１者の提案は２０分以内とし、質疑は２０分程度以内とする。プレゼンテーションに要する機器等は、各自準備すること。

(3) 費用負担

プレゼンテーションに伴う費用負担は、各自で負担するものとする。

(4) 注意事項

プレゼンテーションの内容は、提出された提案内容に基づくものとし、資料の追加配布は認めない。プレゼンテーションにおいては、提案書でイメージをつかむことが難しい点又はアピールしたい点について説明を行うこと。

14 審査及び評価

(1) 審査方法

評価委員会において、提案書及びプレゼンテーションの内容、ヒアリングの内容を総合的に評価し、受託者を決定する。

(2) 評価項目

ア 介護予防事業の運営及びマシントレーニング指導等の事業における受託実績

イ 介護予防に関する考え方について

ウ 運動機能向上事業（マシン及びフリースペースを使用した運動指導の内容、評価方法を含む）の提案

エ 利用者の利用が継続するための取り組み、新規利用者の増加のための取り組み

オ 業務従事体制

カ 安全管理

キ その他自由提案

ク 提案価格

(3) 結果通知

審査結果は、すべての提案者に書面により通知する。この場合において、選定されなかった理由を求める場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日後の午後4時までに書面（様式は自由）を持参して提出すること。なお、回答については提案者に書面により通知する。

(4) 審査に対する異議申し立ては受け付けない。

15 契約の締結

業者選定後、碧南市契約規則（平成5年碧南市規則第1号）に基づき、速やかに契約を締結する。

なお、契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であるため、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約は解除することができる。

16 事務引継ぎ

前業務受託者との引継ぎ業務を遂行する場合は、令和８年１２月２５日（金）までに実施すること。なお、本事業の前後の業者間の引継ぎは、業務受託者の責任と負担により行うものとし、これに係る委託料は一切発生しないものとする。

17 その他

- (1) 提出された書類等は、法令に定める場合を除き、有参加資格者の承諾を得ないでこのプロポーザルの目的以外の目的に使用しない。
- (2) このプロポーザルへの参加に係る書類作成のために碧南市から受領した資料等は、碧南市の承諾を得ないで公表又は使用してはならない。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出された書類等は、碧南市が運動機能向上事業（一般介護予防事業）業務を委託する業者を選定するための資料であり、その著作権等の主張は、認めないものとする。
- (5) プロポーザル方式の選定の終了後、決定者の氏名及び総合点数並びに非決定者の総合点数を、決定通知書から１年の間、市のホームページで公表する。

18 対応窓口

- (1) 担当部署 碧南市福祉部高齢介護課地域支援係
- (2) 連絡先等 〒４４７－８６０１ 碧南市松本町２８番地
碧南市福祉部高齢介護課地域支援係
電 話 ０５６６－９５－９８９０
ＦＡＸ ０５６６－４６－５５１０
メール koureika@ciy.hekinan.lg.jp